

## 鹿屋市人口減少対策本部設置要綱

### (設置)

第1条 人口減少に伴う課題を解決するための計画の策定及び計画に基づく事業を総合的かつ効果的に推進するため、鹿屋市人口減少対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 対策本部は、本部長、副本部長及び部員をもって構成する。

2 本部長は市長の職にある者を、副本部長は副市長の職にある者及び教育長の職にある者をもって充てる。

3 部員は、鹿屋市行政組織規則（平成18年鹿屋市規則第6号。以下「組織規則」という。）第11条に規定する部長級の職にある者をもって充てる。

4 本部長は、対策本部を代表し、これを統括する。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 対策本部の会議は本部長が招集し、本部長が議長となる。

7 本部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

### (作業部会)

第3条 計画及び事業に盛り込むべき事項を検討するため、対策本部に作業部会を置く。

2 作業部会は、検討の経過及び結果を対策本部に報告する。

3 作業部会の構成、運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

### (事務局)

第4条 対策本部の事務を処理するため、市長公室に人口減少対策本部事務局（以下「事務局」という。）を置く。

2 事務局は、事務局長、事務局次長及び事務員をもって構成する。

3 事務局長は、市長公室長の職にある者をもって充てる。

4 事務局次長及び事務員は、職員のうちから市長が任命する。

5 事務局の所掌事務は次に掲げるとおりとする。

(1) 人口減少に伴う課題を解決するための各種調査研究、計画の策定、計画に基

づく施策及び事業の構築並びに推進に関すること。

(2) 庁内関係部署間の連絡調整に関すること。

(3) 本部会議及び作業部会の運営に関すること。

(4) その他人口減少対策に関すること。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。